

(案)

平成15年6月17日作成(15生畜第1337号)

平成15年6月27日一部改正(15生畜第2164号)

(組織改編に伴う局課名変更等)

平成15年9月30日一部改正(15消安第2163号)

(農研機構の名称変更)

平成17年9月29日一部改正(17消安第6261号)

(組織改編に伴う局課名変更)

平成27年4月1日一部改正(26消安第6570号)

(採材部位の変更、農研機構の名称変更等)

令和4年4月1日一部改正(3消安第7413号)

(検査月齢の変更、農研機構の名称変更等)

令和6年●月●日一部改正(●●●●)

(疑似患畜となる家畜の対象の見直し等)

伝達性海綿状脳症(TSE)検査対応マニュアル

I 目的

このマニュアルは、我が国における伝達性海綿状脳症の防疫対策を効果的に進めるため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)に基づくめん羊及び山羊(以下「めん山羊」という。)並びに鹿(以下「めん山羊等」という。)の伝達性海綿状脳症(以下「TSE」という。)の検査及び発生時の対応を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

II 病性決定までの措置

1 異常めん山羊等の届出等

(1) 家畜の所有者、管理者、獣医師等は、農場段階において①及び②の臨床症状(以下「特定臨床症状」という。)を呈するめん山羊等を発見した場合並びに③に該当するめん山羊を確認した場合は、その旨の届出を家畜保健衛生所長(以下「所長」という。)に行う。

① めん山羊等における搔痒感及びそれに伴う脱毛、無気力化、麻痺、運動失調、発育不良等の臨床症状

② 鹿における体重減少、つまずき、震え、無表情、唾液分泌亢進、嚥下困難、食欲不振、渇きと排尿過剰、歯ぎしり、頭位異常、耳の下垂等の臨床症状

③ と畜場における生体検査でTSEに罹患している疑いがあると判断され、と殺又は解体が禁止されためん山羊

(2) (1) の届出を受けた所長は、法第 5 1 条に基づき、家畜防疫員（以下「防疫員」という。）に立入検査を行わせ、その結果、特定臨床症状を呈していることが改めて確認されためん山羊等（以下「異常めん山羊等」という。）については、防疫員が届出事項（別記様式 1）を記録し、当該防疫員の所属する家畜保健衛生所（以下「管轄家保」という。）は遅滞なく都道府県（以下「県」という。）の畜産主務課に、当該畜産主務課は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

また、管轄家保は、異常めん山羊等が飼養されていた農場等における移動の自粛要請、疫学調査等の防疫措置に着手する。

なお、当該異常めん山羊等が複数の県を移動した事が確認された場合は、発生県の畜産主務課は、めん山羊等が移動した県（以下「出荷県等」という。）の畜産主務課に速やかに連絡し、連絡を受けた県の畜産主務課及び関係機関は、関係農場の特定等を行うとともに当該農場における移動の自粛要請、疫学調査等の防疫措置に着手する。

(3) 管轄家保は、めん山羊等が、(2) による立入検査若しくは防疫員が行うその他の検査により異常めん山羊等と判断された場合又は防疫員が経過観察が必要と認め、TSE の患畜となるおそれがあるものとして 2 1 日間を超えない範囲内で法第 1 4 条第 3 項に規定する移動の制限の指示を行い、期間内に特定臨床症状を呈し異常めん山羊等と判断された場合には、法第 2 条第 2 項に規定する疑似患畜として病性鑑定を行う。

また、異常めん山羊等と判断されなかった場合であっても、必要に応じて類症鑑別を行う。

なお、立入検査等に当たって、特定臨床症状が認められためん山羊等の死体が確認された場合も、当該死体について病性鑑定を行う。

(4) 県の畜産主務課は、と畜場における生体検査で TSE に罹患している疑いがあると判断されない全身症状を呈し、敗血症、高度の黄疸等の理由により、と殺又は解体が禁止されためん山羊について、県の食品衛生主務課から通報を受けた場合は、必要に応じて関係者等へ連絡するとともに、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の監視下による移動の制限を実施し、特定臨床症状の有無等を確認する。

(5) 県の畜産主務課は、日頃から診療獣医師（現場で実際の診療を行う獣医師をいう。）等関係者に対し、異常めん山羊等を確認した場合には、速やかに家保に届け出るよう周知する。

2 TSE 検査の実施

(1) 家保は、生産段階における TSE の発生の確認のため、アからエまでのめん山羊等を対象として TSE 検査を行うものとし、関係者に対し、TSE 検査の適切な実施についての協力を求めるものとする。

ア IIIの1の(2)の規定により疑似患畜とされためん山羊等

イ IIの1の(3)の規定により疑似患畜とされためん山羊等

ウ 18か月齢以上で死亡し又はとう汰されためん山羊等（と畜場においてと畜されためん山羊を除く。~~以下同じ。~~）

エ その他

ア、イ及びウ以外で、防疫員が必要と認めたもの

(2) 防疫員は、18か月齢以上で死亡し又はとう汰されためん山羊（と畜場においてと畜されたものを除く。）が必ず TSE 検査を受け、陰性のもの以外が肉骨粉処理等に供されないことを確認する。

3 と畜場への出荷めん山羊

県は、と畜場への出荷者に対し、防疫措置を迅速かつ的確に実施するため、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第7条に規定すると畜検査申請書の提出に当たっては、検査を受けようとするめん山羊の出荷者及び飼養者の氏名、住所等について、当該めん山羊が万一患畜等となった場合に速やかに出荷農場が特定できるような内容により申告するよう指導する。

4 検査及び報告体制

(1) 検査体制

ア 家畜保健衛生所

(ア) 家保は、「伝達性海綿状脳症検査に係る解剖及び採材方法」（別添1）によりめん山羊等を解剖し検体を採材した旨を当該家保が所在する県（以下「検査県」という。）の畜産主務課に連絡するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に対し別記様式2又は3及び病性鑑定依頼書（別記様式5）により検査を依頼し、検体材料を送付する。ただし、事前に動物衛生研究部門と調整した場合には、県の病性鑑定施設で検査することができる。

(イ) 検査を行うめん山羊等の取扱いについては、次のことに留意する。

① 採材及び保管に際しては、病原体の散逸防止のため、保管、洗浄、汚水の消毒等を適切に実施すること。

- ② 検査結果が未判明のめん山羊等の死体については、患畜と判定された場合の対応を想定して、焼却し又は個体識別が可能な方法により保管し、肉骨粉への処理等は、結果が陰性と判明してから実施すること。

イ 動物衛生研究部門

家保から送付されてきた検体材料については、原則としてウェスタンブロット法及び免疫組織化学的検査により確定検査を実施する。また、必要に応じて、確定診断のために「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会」を開催する。

(2) 検査手法及び診断

確定検査及び診断については、めん山羊にあつては家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1及び別添2「TSE検査チャート」により、鹿にあつては規則別表第1に準ずる方法及び別添2「TSE検査チャート」により実施する。

(3) TSE検査の実施状況の報告

所長は、検査の実施状況を取りまとめ、県の畜産主務課に報告し、県の畜産主務課は、当該報告を別記様式4により取りまとめ、毎月20日までに前月分の実施状況について動物衛生課へ報告する。

5 患畜決定までの連絡体制

(1) IIの2のTSE検査

動物衛生研究部門は、めん山羊等がTSEと診断された場合は、直ちに検査の結果を検査県の畜産主務課及び動物衛生課に連絡し、検査県の畜産主務課は検査県の食品衛生主務課及び出荷県等の畜産主務課へ、動物衛生課は出荷県等の畜産主務課及び厚生労働省へこの旨を連絡する。また、検査県及び農林水産省は確定診断の結果を公表する。県は、家保、市町村、関係団体等との連携を密にし、現地の防疫措置を強化する。

TSEと診断されなかった場合は、IIの2の(1)のウ及びエの検査（以下「サーベイランス検査」という。）を除き、その検査結果を動物衛生課及び検査県の畜産主務課に連絡する。

(2) と畜検査

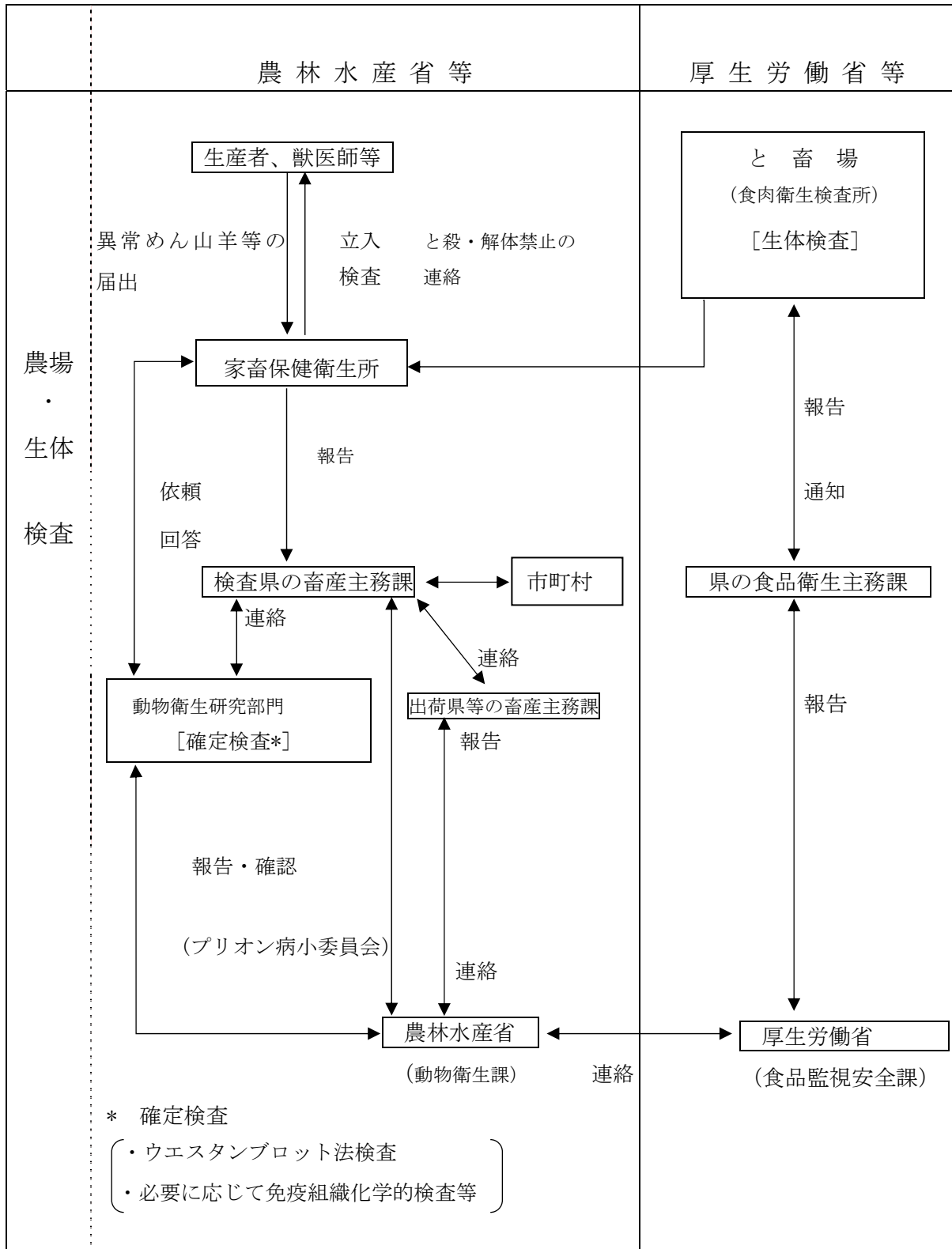
ア 検査県の畜産主務課は、検査県の食品衛生主務課からTSEが確認された旨及び当該めん山羊等の移動歴等に係る情報について連絡を受けた場合は、直ちに出荷県等の畜産主務課及び動物衛生課に連絡する。

イ 出荷県等の畜産主務課は、直ちに出荷農場の特定等を行うとともに、出荷農場における移動の自粛要請、疫学調査等の防疫措置~~(移動の自粛、疫学調査等)~~に着手する。

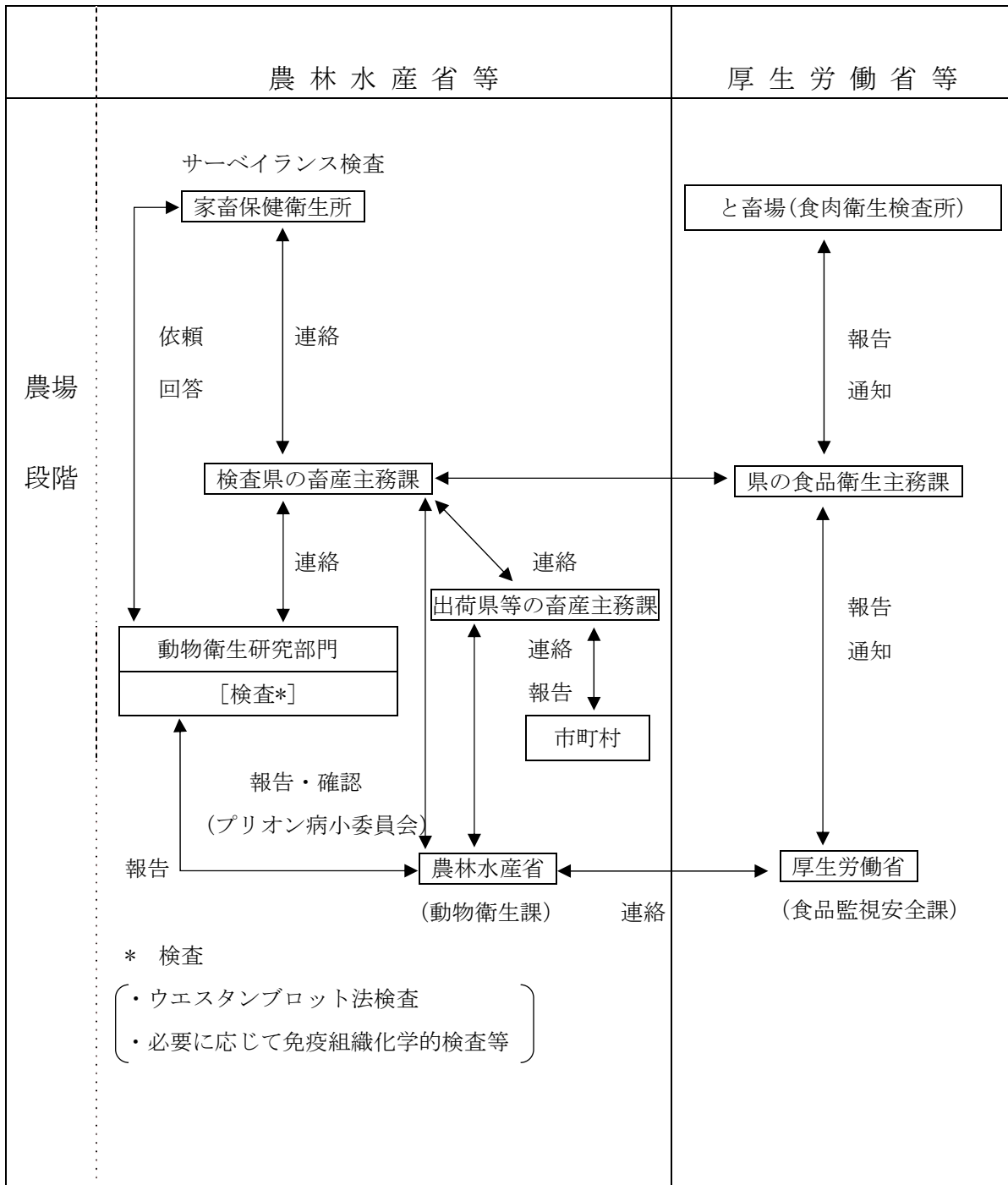
ウ 動物衛生課は、厚生労働省から TSE が確認された旨について連絡を受けた場合は、速やかに検査県及び出荷県等の畜産主務課に陽性結果を連絡し、出荷農場の特定状況等を確認するとともに、確定診断の結果を厚生労働省と連携して公表する。県は、家保、市町村、関係団体等との連携を密にし、現地の防疫措置を強化する。

《両省の連絡・通報体制のフローチャート》

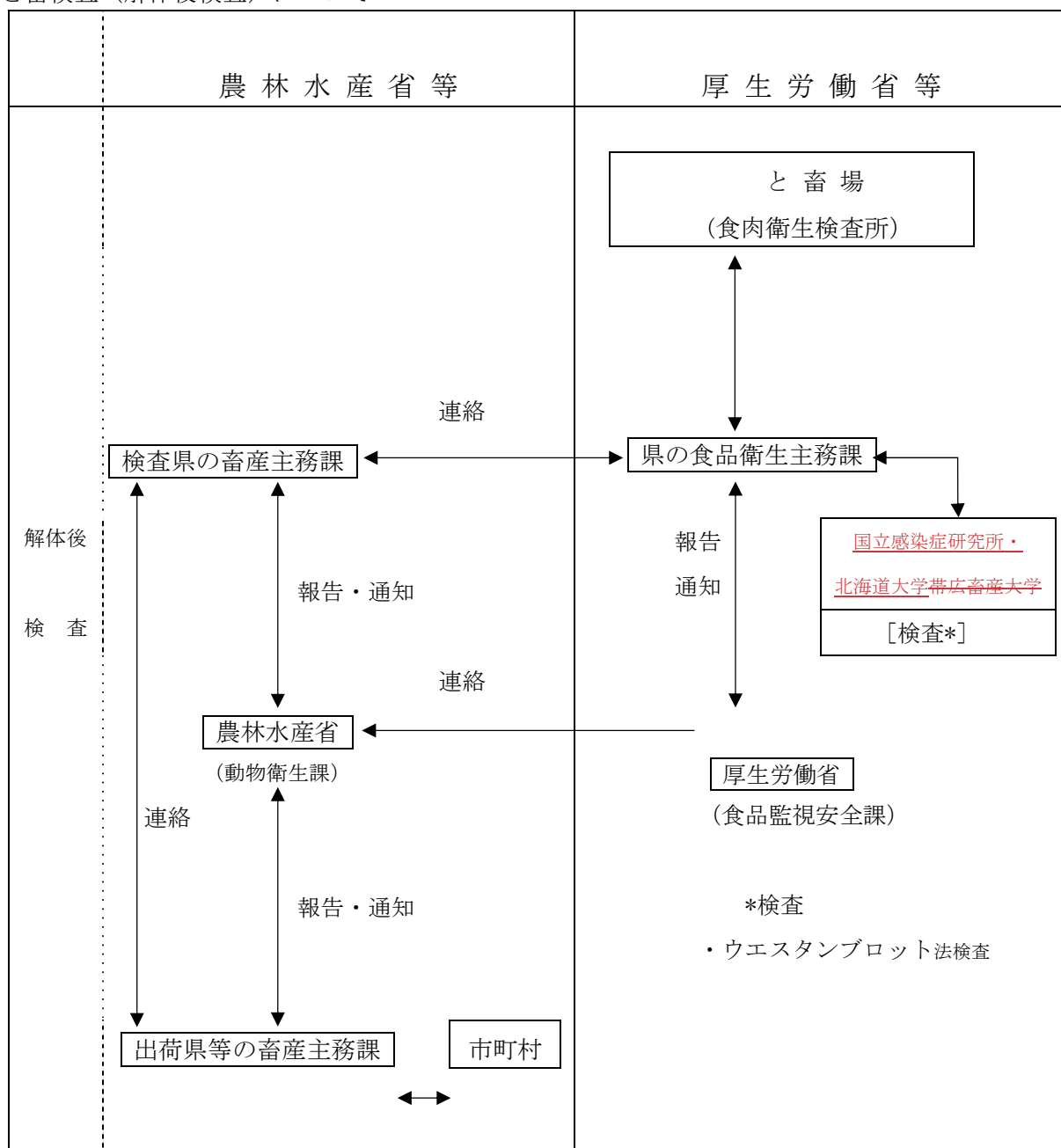
1 TSE 検査（サーベイランス検査を除く。）について



2 サーベイランス検査について



3 と畜検査（解体後検査）について



Ⅲ 発生時の対応

1 患畜、疑似患畜の範囲

(1) 患畜

Ⅱの2の TSE 検査又はと畜検査員によると畜検査の結果、陽性と確定診断されためん山羊等は患畜とする。

(2) 疑似患畜

患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される以下のめん山羊等については、疑似患畜とする。

ア めん山羊

(ア) 患畜 (非定型 TSE (めん山羊の TSE であって、めん山羊の加齢に伴い自然発生するものをいう。以下同じ。)の患畜を除く。以下アにおいて同じ。)と血縁(親子及び母系兄弟(姉妹)に限る。)関係にあるめん山羊(患畜由来の受精卵産子を含む。)

(イ) 患畜が雌の場合、当該患畜の最終分娩時以降に当該患畜と同居したことのあるめん山羊

(ウ) 患畜の母親が患畜を分娩してから1か月の間に当該患畜又は患畜の母親と同居したことのあるめん山羊

イ 鹿

(ア) 患畜と血縁(親子及び母系兄弟(姉妹)に限る。)関係にある鹿(患畜由来の受精卵産子を含む。)

(イ) 患畜と同居したことのある鹿

(ウ) 患畜の母親が患畜を分娩してから1か月の間に当該患畜の母親と同居したことのがある鹿

2 患畜発生農場等における措置

(1) 防疫員のうち、現場を総括することが可能な総括責任者を定め、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにして、現地の防疫員による措置をとる。

(2) 防疫員は、同居めん山羊等 (非定型 TSE の患畜に係るものを除く。) の隔離等の家畜防疫上の指示を行うとともに、体系的な疫学調査を進める。また、疑似患畜については、順次、殺処分を行い病性鑑定を行うとともに死体は必ず焼却する。

(3) 疑似患畜以外のめん山羊等であっても、同居歴等により疫学的な関連性があるものの (非定型 TSE の患畜に係るものを除く。) 及び中枢神経症状等から患畜となるおそれがあるものについては、家保の監視下により移動の制限を行い、特定臨床症状

が確認された場合は病性鑑定を実施する。特定臨床症状が確認されなかった場合には、移動の制限の期間が終了した後は通常の手扱いとする。

- (4) 防疫員は、個体ごとの疫学情報等を収集し、原因究明等の防疫措置を講ずることとし、チェックリスト（別添3）を参考に患畜（非定型 TSE の患畜を除く。）の発生農場、導入元等における情報を徹底して収集する。また、国、関係県及び関係機関と連携して、飼料の製造、流通や動物用医薬品等における肉骨粉等の使用の有無等についても確実に把握する。

(5) 汚染物品の範囲

患畜の部位又は異常プリオンたん白質による汚染のおそれがある物品（胎盤、糞尿、敷料、飼料、受精卵等）は、汚染物品とする。

(6) 消毒等の措置

当該農場等は、法第25条に基づき、十分に清掃、水洗及び消毒を行う。

なお、汚染物品の焼却（800℃以上）及び汚染したおそれのある施設については、確実に消毒（有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水を用いる。）は、確実に又は焼却（800℃以上）を行う。

3 疫学関連農場の措置

患畜（非定型 TSE の患畜を除く。）が飼養されたことがない農場において、疫学的な関連性があるめん山羊等（疑似患畜を除く。）を飼養していることが判明した場合は、めん山羊等の飼養状況及び疾病の発生状況、治療記録等を確認するものとする。

4 と畜場における発生時の措置

- (1) と畜場の所在する県の畜産主務課は、県食肉衛生検査所等を通じて出荷農場の特定を行うとともに、当該めん山羊から生産された全てのもの（枝肉、内臓、蹄等）とその所在を特定し、と畜場外に搬出されていないことの確認を行うものとする。また、担当家保は、と畜検査員が指導して行うと畜場の消毒、患畜の焼却の確認を行うものとする。

- (2) 患畜（非定型 TSE の患畜を除く。）の出荷又は飼養歴のある農場が所在する県の担当家保は、出荷農場の同居めん山羊等について、疑似患畜を特定し、当該所在県の畜産主務課はⅢの2に定めるところにより病性鑑定、焼却処分及び消毒を行うとともに、肉骨粉飼料、動物用医薬品等の給与及び投与状況等の疫学調査を進める。

- (3) 患畜から生産されたものが所在する県の畜産主務課は、次の措置を講ずる。

ア 患畜から生産されたもののうち汚染物品の留保

イ 汚染物品の焼却方法の指示

伝達性海綿状脳症検査に係る解剖及び採材方法

1 服装及び器具

フード付きディスポーザブルのつなぎを着用する。頭部は、つなぎのフードをかぶり、マスクとフェイスシールドを着用する。二枚のディスポーザブルグローブの間に切創防止用インナーグローブを着用し、作業着の袖口と一番外側の手袋はテープで固定する。刀等は、出来る限りディスポーザブルのものを使用する。

2 採材箇所

脳を採材する。

採材については、次のいずれかで行う。

- (1) 開頭法により全脳を採材する。
- (2) 大孔法により、脳幹部のみを採材する。
- (3) 脳が融解液化していると考えられる場合は、別紙 3 により脳幹部のみを採材する。

※ ただし、TSE を否定できない臨床症状を呈しためん山羊等については、開頭法により脳全体を採材することとする。脳は正中断して、右側を生材料（4℃（氷詰）保存）、左側を 10%中性緩衝ホルマリン固定材料とする。他臓器の取扱については、動物衛生研究部門と協議する。

3 術式

- (1) 大きなシートの上又は施設及び汚水が消毒可能な場所で解体し、死体は全て焼却する。ただし、疑似患畜以外のものにあつては、陰性が確認された後に肉骨粉処理を行い、焼却又は化製場等に関する法律 [（昭和 23 年法律第 140 号）](#) に基づき埋却若しくは焼却することを妨げない。
- (2) 断頭後、脳を採材する。組織片の飛散を避けるため、開頭には鋸を用いる。延髄門部を検査に用いるため、この部位を破損しないよう十分注意する。大孔法による場合には、別紙 1 により、脳幹部を採材する。
- (3) 別紙 2 により、検査用の生材料（4℃（氷詰）保存）と 10%中性緩衝ホルマリン固定材料を採材する。生材料はバッファ等を用いずに密閉容器に入れる。脳の残りの部分は正中で縦断して、右半分を 4℃（氷詰）保存し、左半分を 10%中性緩衝ホルマリンに浸漬する。

※ 解体時は、出来る限り血液や内容物が散乱しないように注意し、回収して焼却処分する。

- (4) 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて別紙3により、延髄5g程度を4℃（氷詰）保存用に採材する。

4 終了後の洗浄及び消毒

- (1) 解剖器具等は焼却可能な布等で汚れを落とした後、次のいずれか又は同等以上の消毒処理を行う。
- ア 2規定の水酸化ナトリウム水に2時間浸漬し、水洗した後、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。
- イ 3%ドデシル硫酸ナトリウム水（以下「3%SDS水」という。）により10分間煮沸処理し、水洗した後、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。
- ウ 3%SDS水に浸漬したまま、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。
- エ 有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。
- (2) 解剖室は、有効塩素濃度2%の以上の次亜塩素酸ナトリウム水で消毒する。
- (3) ディスポーザブル用品は全て焼却する。
- (4) 長靴は履いたままブラシを用いて、有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

5 動物衛生研究部門への材料の搬入

(1) 搬入材料

- ア 生材料：別紙2に準じ、縦に分割した延髄約5gを採材し、門部約3cmとその前後を別の密閉容器に入れる。なお、容器は密栓した上、周囲を2N NaOHで消毒し、さらに頑丈な輸送用の容器に収める。この輸送用容器ごとクーラーボックス中に収めて冷蔵にて動物衛生研究部門に搬入する。検体を送付する場合には下記の検体の郵送に当たっての注意に従う。やむをえず延髄生材料を長期間保存する際は密閉容器に入れて-80℃で保存し、輸送の際はドライアイスとともにクーラーボックスに入れて搬入する。
- イ 固定材料（病理組織学的検査及び免疫組織化学的検査に使用する。）：10%中性緩衝ホルマリンで固定する。固定容器の周囲を2N NaOHで消毒後、ホルマリンが漏出しないようにビニールテープ等で密閉して搬入する。

(2) 検体の郵送に当たっての注意

検査検体は、世界保健機関策定の「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」における輸送分類のカテゴリーB（感染が疑われ、ウイルスを含む可能性がある物質、分類番号UN3373）として扱い、内国郵便約款（平成24年10月1日実施）第9条第4項に基づき、国連規格容器の適切な包装等を行い、送付すること。

「1次容器（検体を入れたチューブ）」、「2次容器（UN3373 に適応した密閉容器）」、「3次容器（外装用の段ボール箱などの容器）」から成る3重包装を施した上で、外箱（オーバーパック）に収納し、安全な梱包に特段の配慮を行うこと。なお、2次容器については、ボトル型の容器以外に、UN3373 の国連規格に適合したパウチ袋も市販されているので、これを利用してもよい。人命にかかわる爆発の危険性があるため、1次及び2次容器（密閉容器）内に、ドライアイスを入れないことを徹底すること。

なお、差出しに当たっては、当該郵便物の輸送方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、以下の注意点を考慮の上、当該郵便局に差し出すこと。

- ア 内容物が漏れないように梱包を行うこと。検体を入れた1次容器は、キャップが輸送中に緩まないようにパラフィルムを巻きつけること。2次容器（密閉容器）の中には、1次容器内の液体等が漏出した場合に液体等を吸収するのに十分なペーパータオル等の吸収剤を入れること。また、2次容器の中にはクッション（古紙や気泡緩衝材等）を入れて、輸送中の1次容器を安定に保持する。50mL 以上の液体では、1次容器の口が上を向くようにすること。
- イ 1次・2次容器内にドライアイスを絶対に入れないこと。ドライアイスを入れる場合は、3次容器（外箱）と4次包装箱（オーバーパック）の間に入れること。
- ウ 3次容器の表面に、「UN3373」マーク、「内容物：めん羊（山羊、鹿）の組織等「危険物」 正味量 Net Qty：〇〇mL 又は△△g」、「荷送人（氏名、機関住所）」、「受取人（氏名、機関住所）」、「緊急連絡先の電話番号」を表示すること。
- エ オーバーパックに「OVERPACK」と「UN3373」マークを表示すること。さらに「内容物：めん羊（山羊、鹿）の組織等「危険物」 正味量 Net Qty：〇〇mL、△△g」、「荷送人（氏名、機関住所、電話番号）」、「受取人（氏名、機関住所、電話番号）」を表示すること。
- オ 3次容器とオーバーパックの間にドライアイスを入れた場合には、オーバーパックに国内貨物における「第9 分類危険物ラベル」を貼付し、その脇に「UN1845 Dry ice Net Qty 〇〇kg」と表示すること。
- カ その他の表示等については、業者の指示に従うこと。
- キ ゆうパックを使用する場合は、ゆうパックの送り状の品名欄に、「検査検体・危険物」と記すこと。また、ドライアイスを使用した場合は、ゆうパックの送り状の摘要欄に「ドライアイス在中」と記すこと。
- ク 郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。
- ケ 1容器当たりの内容量は、液体の場合は 1,000mL、個体の場合は 50g を限度と

すること。

コ 表示に必要なラベルは、以下の参考の各ラベルをプリントアウトして、3次容器、オーバーパックへ貼付表示する。適宜、拡大／縮小して用いてよい。

(参考)

1. UN3373 カテゴリーB 表示 (3次容器に表示する。ゆうパック利用の場合は、オーバーパックにも表示する)



2. 「内容物」、「荷送人・受取人情報」、「緊急連絡先の電話番号」
(3次容器ならびにオーバーパックに表示する)

内容物：めん羊（山羊、鹿）の組織等 「危険物」 Net Qty（正味量）： g
--

荷送り人 住所： 自治体名 検査所名： 氏名： 電話：
荷受け人 住所： 氏名： 電話：
緊急連絡先： 氏名：

3. 国内貨物における第 9 分類危険物ラベル（ドライアイス使用時にオーバーパックに表示。このラベルの脇に、下の 4 のドライアイス重量を表示する）



4. ドライアイス重量の表示（3次容器とオーバーパックの間にドライアイスを入れた場合にオーバーパックに表示）



5. ラベル表示は、下表に従う。

ラベル・表示		3次容器 (外箱)	4次包装箱 (オーバーパック)
1. UN3373 カテゴリーB表示		○	○
2. 「内容物」、「荷送人・受取人情報」、 「緊急連絡先の電話番号」		○	○
3次容器（外箱）と4次包装箱 （オーバーパック）の間にドライアイスを入れた場合	3）第9分類 危険物ラベル		○
	4）ドライアイス重量の表		○

（注） 航空機による輸送の場合、航空法第86条、航空法施行規則第194条及び関係告示等による規制を受ける。

6 消毒等の措置

- （1）病性鑑定施設は有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水等で消毒する。
- （2）患畜・疑似患畜の死体、と畜場残さ等は焼却処分することとし、800℃以上で完全に灰となることを確認した後、埋却処分等適正に処理すること。その他の検査畜については、死体を直接焼却、陰性を確認した後に肉骨粉処理を行い焼却又は化製場等に関する法律に基づき埋却等することとする。

7 問い合わせ先

動物衛生研究部門 疾病対策部行政連携室
(Tel : 029-838-7707)

大孔法の手順

- 1) 頭部を後頭骨と環椎の間で切断する。
- 2) 切断した頭部を、上下を逆にして下顎が上になるように解剖台の上に置く。
- 3) 大孔（大後頭孔）から延髄と硬膜の間にへら状のスプーン（TSE 検査材料採材用スプーンなど）を挿入し、延髄から硬膜を注意深く剥離しつつ、脳神経を切断する。
- 4) へら状スプーンを注意深く使い、小脳脚を切断、さらに奥にスプーンを挿入し、中脳において脳幹部を切断する。

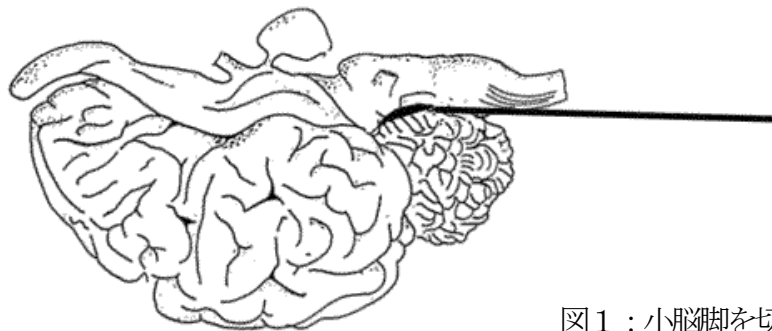


図 1 : 小脳脚を切断

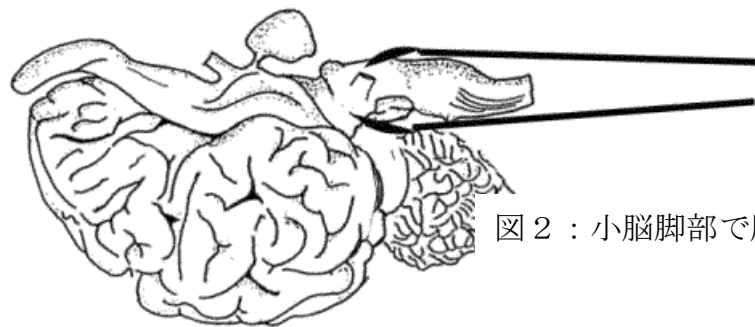


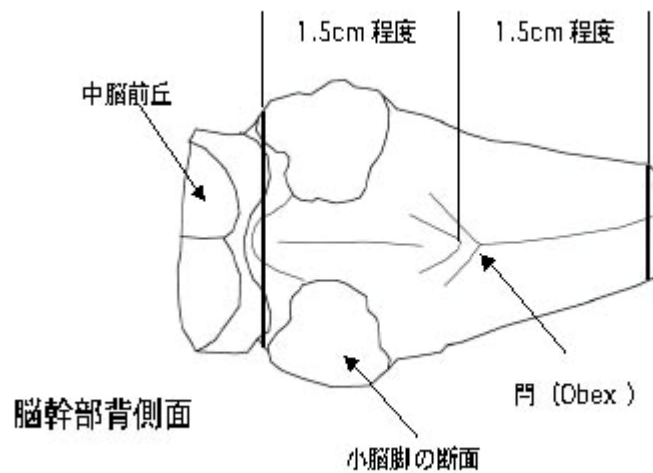
図 2 : 小脳脚部で脳幹部を切断

- 5) 脳幹部を注意深く摘出する。

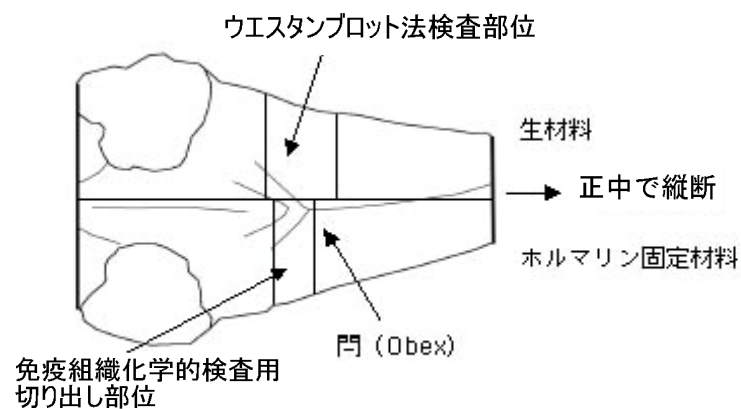
* 特に延髄門部を破損しないよう、細心の注意を払う。

採材方法

- 1) ナイフもしくは剃刀を使用し、中心管の入り口を必ず中央にして前後約 1.5cm の位置で延髄を横断する。



- 2) ナイフもしくは剃刀を使用し、正中で門部を含む延髄を縦断する。



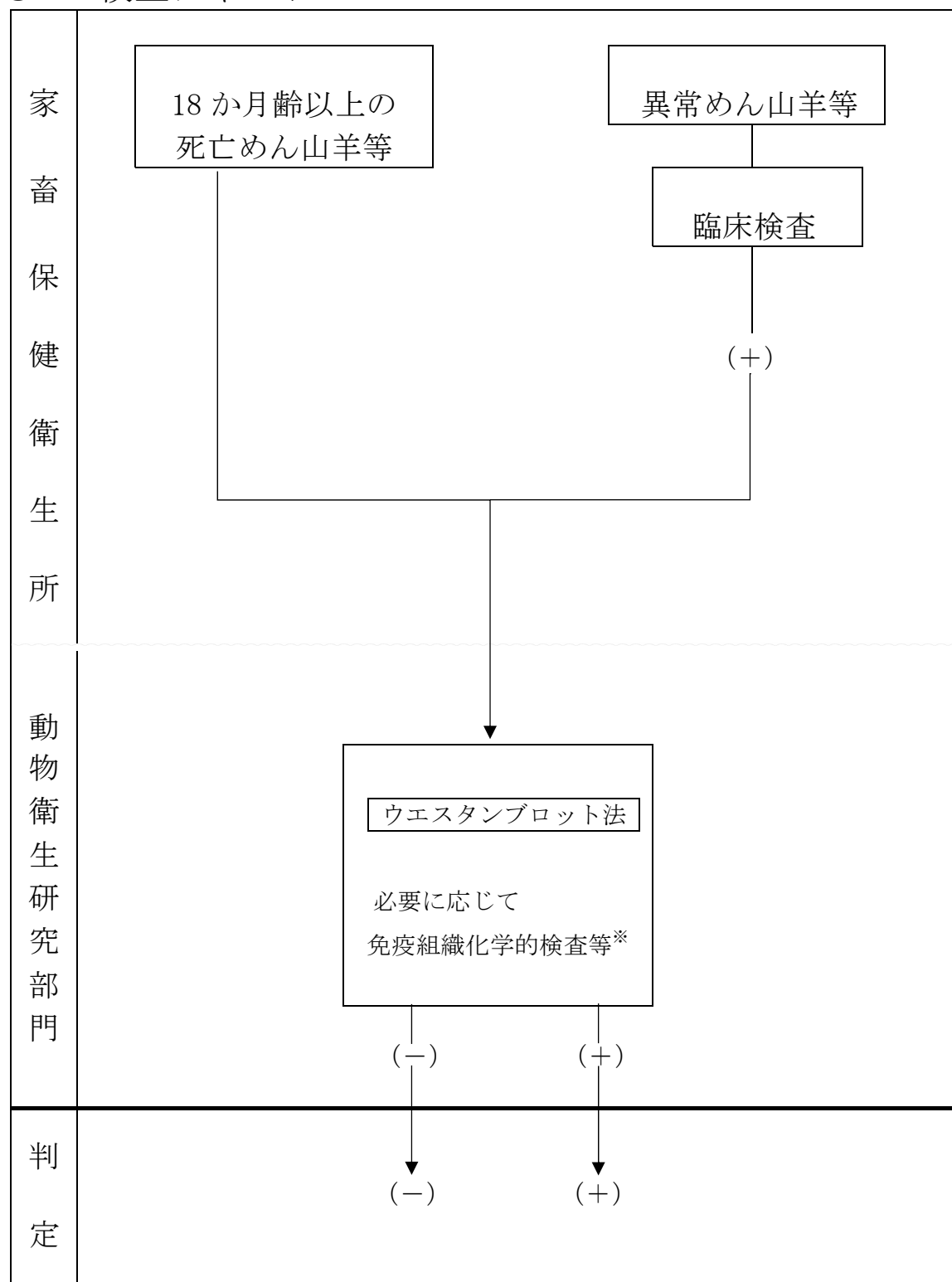
- 3) 1) の前後の残りの部分は、ナイフ若しくは剃刀を使用し正中線で縦断し、右側を生材料、左側をホルマリン固定材料とする。なお、これらの部位の生材料は、門部の生材料とは別の容器に入れること。

脳が融解液化している場合の採材方法

脳が融解液化していると想定される場合は、大孔法の手順（別紙 1）による採材に準じて行う。

- 1) ヘラ状のスプーン（TSE 検査材料採材用スプーンなど）を用いて脳幹部 5 g 程度をかきとる。
- 2) ある程度の形状を保っている場合には、門部（Obex）近傍の領域を採材する。
- 3) 完全に融解している場合には、かきとった試料を混合（コニカルチューブに入れてボルテックス）し、全体を均一にした後秤量、採材する。

○TSE 検査チャート



※ウエスタンブロット法の結果が陰性でない場合あるいは異常めん山羊等の検査の場合に免疫組織化学的検査及び病理学的検査を実施。

(別添3)

チェックリスト

区 分	調査項目	内 容	収集確認すべき資料
生産農場	飼養状況	・当該めん山羊等：飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、産歴（産子等の状況）、疾病と治療記録 ・他家畜（牛、豚、鶏等）の飼養の確認 ・同居めん山羊等：飼養頭数、畜舎及び周辺の見取り図 ・患畜（<u>非定型 TSE の患畜を除く。以下同じ。</u>）の母めん山羊等：飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子めん山羊等の状況）、疾病と治療記録	・血統書 ・診療簿 ・種付け等の記録
	給与飼料	・患畜等への肉骨粉等動物由来たん白質飼料の給与の有無 ・患畜等に給与したすべての飼料（配合飼料、粗飼料、補助飼料、医医薬品等）のリストアップと製造メーカーの確認 ・牛、豚、鶏用飼料の取扱い ・患畜に給与したすべての飼料のリストアップと製造メーカーの確認	・購入伝票 ・飼料給与記録
	同居畜	・同居めん山羊等の臨床検査 ・患畜が当該農場で飼養されていた期間における同居めん山羊等のリストアップ ・患畜が当該農場で飼養されていた期間において、移動した同居めん山羊等の状況 ・患畜が当該農場で飼養されていた期間における死亡、廃用した同居めん山羊等のリストアップ ・患畜が当該農場で生産された2年前までに当該農場で生産されためん山羊等のリストアップ	・市場記録 ・家畜商記録 ・診療簿
	預託状況	・患畜の他農場や公共牧場への預託状況	・預託記録（入牧記録）
	動物用	・患畜に投与したすべての医薬品のリストアップ（ワクチン含む）	・診療簿

	医薬品等の使用	・ 患畜の母等に投与したすべての医薬品のリストアップ	
	施肥状況	・ 患畜が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料のリストアップ	・ 購入伝票
	その他	・ 汚染物品の保有及び移動の状況 ・ 給水の種類 ・ 周辺の環境（河川、化製場、放牧地の状況） ・ ペットの飼養及びペット用フードの取扱い	・ 購入伝票
預託農場		・ 患畜の預託期間 ・ 患畜との同居めん山羊等のリストアップ ・ 預託先における飼料給与状況 ・ 預託先における施肥状況	・ 預託記録（入牧記録） ・ 飼料給与記録
疫学関連農場	飼養状況等	・ 患畜の飼養歴がなく、疑似患畜又は疫学的な関連性があるめん山羊等（疑似患畜を除く）を飼養する農場について、飼養状況、疾病の発生状況と治療記録等の確認	

※ 登録書、耳標番号等により個体を取り違えないよう確認すること。

(別記様式1)

異常めん山羊等の発生届出事項

_____県_____家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)
- 3 発生農家
住 所： (電話番号：)
所有者氏名：
- 4 届出事項
異常頭数： _____ 畜種・品種 _____ 生年月日（月齢） _____ 性別 _____
当該家畜の生産地： _____ 導入元： _____ 耳標番号等： _____
- 5 特定臨床症状：
- 6 その他の症状：
- 7 5及び6の病状の経過
- 8 既にとった措置：
- 9 動物由来たん白質飼料給与歴の有無：
有・無 （有の場合、種類： _____ 給与歴： _____）
- 10 届出者への指示事項：
- 11 届出受理者氏名：
- 12 処置
(1) 通報（時間）
家保： _____ 県畜産主務課：
(2) 現地調査
氏名： _____ 出 発 時 間： _____

(別記様式2)

T S Eを疑うめん山羊等についての届出の報告

県畜産主務課
農林水産省消費・安全局動物衛生課
動物衛生研究部門

あて

都道府県名 _____
家畜保健衛生所名 _____
担当者名 _____

- 1 検体番号（県畜産主務課の通し番号）： _____
- 2 発見年月日： _____
- 3 めん山羊等の情報
畜種・品種： _____ 用途： _____ 生年月日（月齢）： _____ 性別： _____
耳標番号等： _____
臨床症状
ア 特定臨床症状
イ その他の症状
- 4 動物由来たん白質飼料給与の有無（有の場合は、動物由来たん白質飼料の種類）
有・無 （種類： _____）
- 5 当該家畜の処理
全焼却・その他（ _____ ）
- 6 その他、追加すべき事項（臨床診断等）

※検体番号については、めん羊（S）、山羊（G）及び鹿（D）で別に通し番号を付けること（例：S-1、S-2）。

(別記様式3)

都 道 府 県 名 : _____
家 畜 保 健 衛 生 所 名 : _____
担 当 者 名 : _____

伝達性海綿状脳症 (T S E) 検査材料の詳細

- 1 検体番号 (都道府県の通し番号) : _____
- 2 採材年月日 : _____年 _____月 _____日
(検査施設への) 送付年月日 : _____年 _____月 _____日
- 3 送付材料の内訳 (その他参考事項)
生 材 料 : 延髄 ()
固定材料 : 延髄 ()
- 4 検体の採材事由 (マニュアルに基づき分類) : _____
(当該検体の報告) 家畜防疫員・獣医師・所有者
- 5 動物由来たん白質を含む飼料給与の有無 : 有・無
有りの場合 当該飼料の種類 _____
- 6 当該めん山羊等の情報
畜種・品種 : _____
用途 : _____ (繁殖、肥育等の別)
生年月日 (検査・死亡時月齢) : _____年 _____月 _____日 (_____ か月齢)
死亡 (推定) 年月日 : _____年 _____月 _____日 (_____ か月齢)
性別 : _____
耳標番号等 : _____
- 7 当該家畜の処理 全焼却・その他 ()
- 8 その他追加すべき事項 (病歴、臨床症状の経過、臨床診断名等)

※検体番号については、めん羊 (S)、山羊 (G) 及び鹿 (D) で別に通し番号をつけること (例 : S-1、S-2)。

(別記様式 4)

めん山羊等の T S E 検査の実施状況

都道府県名： _____
令和 _____ 年 _____ 月 分

	性別		検査頭数		
	雄	雌	計	陽性	陰性
めん羊					
山羊					
鹿					

(別記様式 5)

病性鑑定依頼書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門所長 殿

依頼機関代表者・氏名

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

1. 動物種（品種、性別、月齢、個体識別番号等を含む。）
2. 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
3. 鑑定目的
伝達性海綿状脳症の診断
4. 発生状況
別添のとおり（別記様式 3 を添付）
※直接記入でも構いません
5. 連絡先
6. その他特記事項